

労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく

「アーク溶接等の業務に係る特別教育」のご案内

一般社団法人 足利労働基準協会

日頃より、当協会の運営に特段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、アーク溶接機を用いて行う金属の溶接(MAG,Mig,Tig 等)や溶断等の業務に労働者を就かせる場合は、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく特別教育を受講させる必要があります。

アーク溶接機の点検・整備不良や、取り扱い方法の誤りは、感電、爆発・火災などの重大な災害につながる恐れがありますので、ぜひこの機会に、関係する社員の方に受講していただきますようご案内いたします。

【教育内容】

- (1)アーク溶接に関する知識 1H
- (2)アーク溶接装置に関する基礎知識 3H
- (3)アーク溶接等の作業方法に関する基礎知識 6H
- (4)関係法令 1H
- (5)アーク溶接装置の取り扱い及びアーク溶接等の作業の方法(実技) 6H

記

1 日 時 令和 6 年 7 月 1 日(月)～3 日(水) 3 日間コース 8:00～16:00(3 日間とも)

2 会 場 わたらせ技能講習センタ(足利市八柵町五反田103番地)

3 受講料 22,000 円

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として 3,300円が加算されます。

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています。

4 申込期間 令和 6 年 5 月 1 日(水)～6 月 17 日(月) 定員30名

5 申込方法 協会ホームページからお申し込みください。

※ 労基ニュース4月号でご案内した受講料 20,000 円は、22,000円の誤りです。申し訳ありませんでした。

【お問い合わせ】

一般社団法人足利労働基準協会事務局

TEL73-6660 Fax73-9555